

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021258 15-015

② 施設の情報

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 名称：門司ヶ関学園 | 種別：児童養護施設 |
| 代表者氏名：川野博文 | 定員（利用人数）：75名 |
| 所在地：福岡県北九州市門司区大字畑 1808-6 | |
| TEL：093-483-1685 | ホームページ：moji-minsei.jp/mojigaseki/ |
| 【施設の概要】 | |
| 開設年月日 昭和25年10月1日 | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 北九州市門司民生事業協会 | |
| 職員数 | 常勤職員：35名 非常勤職員：10名 |
| 有資格職員数 | （資格の名称） 名 栄養士 2名 |
| | 保育士 19名 調理師 3名 |
| | 看護師 1名 心理士 2名 |
| | 教諭免許保持者 2名 |
| 施設・設備の概要 | （居室数） 44室 （設備等） |
| | 1階幼児保育室 2・3階一人部屋 |
| | 1階幼児寝室 2・3階二人部屋 |
| | 2・3階ユニット二人部屋 2・3階三人部屋 |
| | 2・3階ユニット一人部屋 地域小規模 2棟 |

③ 理念・基本方針

【理念】 法人

ご利用者の尊厳を守り、自立した生活を支援します。
地域福祉のネットワークの一員として、地域福祉の推進に勤めます。
ご利用者の自己決定・自己選択に基づいたサービスを提供します。

（施設）

希望・勇気・助け合い

【基本方針】 法人

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行う。

（施設）

- 子どもの最善の利益確保推進と実践
- 明るく仲良く楽しい家庭的な雰囲気づくり
- 個の確立を図り、心身の健全な育成と自立（自律）の支援
- 地域福祉への貢献と推進

④ 施設の特徴的な取組

- 松ヶ枝福祉の郷と防災協定を行い、地域の一員として地域の防災活動を行っています。
- 安心・安全な養育・支援を実施するため、各種委員会を通してリスクマネジメントの活動を行っています。
- 子どもの自治会やグループ活動を通して、児童と職員の話し合いの機会を多くすることで子ども主体の活動を行っています。

⑥ 第三者評価の受審状況

| | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 評価実施期間（和暦） | 令和5年8月1日（契約日）～ 令和6年3月29日（評価結果確日） |
| 前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦） | 令和元年度 |

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1、子どもの意向や主体性について

- 子どもの自治組織は立候補制で子どもたちの選挙で毎年会長等の役員が決まり、文化部、整美部、保健衛生部などの各種委員会を構成し活発な活動を行っています。
- 子どもの自治会議やグループ会議等で子どもの意見を聞き、子ども主体での活動を行っています。

2、養育・支援の実施

- 施設独自の「指導要綱」を基に、養育・支援の標準的な実施方法を職員に周知しています。
- 児童アセスメント表、自立支援計画表により子ども一人ひとりのニーズに沿った支援を行い、さらに心理士や学校、児童相談所等との連携を密に行っています。

3、地域との交流

- 地域の松ヶ枝福祉の郷と防災協定を結び、地域と協力して防災活動に取り組んでいます。
- 地域の行事には子ども達と一緒に職員が積極的に参加しています。さらに実習受け入れについても、保育士を中心に多くの実習を受け入れしています。
コロナ禍においても、活動の継続が行われています。

◇改善を求められる点

1、事業計画の策定について

- 中・長期計画に沿った運営は行われていますが、計画の見直しが不十分で、中・長期計画を踏まえた支援・養育を含む具体的な単年度の計画作成が求められます。

2、養育・支援について

- 養育・支援の向上に向けて、園内研修や外部研修の参加など組織的に取り組んでいますが、実施の評価・分析や課題について文書化や改善計画の明確化が望まれます。
- 学園の生活については、入所前には園のしおりでの説明、入所後には子どもとの話し合いを通して説明しています。しかし、意思疎通の困難な子どもや保護者等に対して分かりやすい資料の作成など分かりやすい説明の工夫が望まれます。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

評価できる点や、課題がみられる点について、具体的に評価、指摘していただき、感謝いたします。大変参考になりました。

高い評価をいただいた内容については、更に充実を目指してまいります。

課題については、評価内容をしっかりと分析し、改善に向け、努めてまいります。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

| | | 第三者評価結果 |
|--|-----------------------------------|---------|
| I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| 1 | I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | b |
| <コメント> ○法人の理念・基本方針は明文化され、ホームページや事業計画に記載されています。 ○法人の理念に基づき、施設の基本理念、基本方針、運営理念が明文化されています。 ○職員や子どもへの周知は職員会議や毎月のグループ会議、誕生会などで周知されています。 ○施設理念は園歌や子どものスポーツ大会の T シャツに子ども自治会の決定で印字されるなど、子どもたちに馴染んでいます。 ○今後保護者への周知についても検討されることを期待します。 | | |

I-2 経営状況の把握

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| 2 | I-2-（1）-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a |
| <コメント> ○施設長は北九州市児童養護施設協議会（北養協）の会長、福岡県児童養護施設協議会（県養協）の副会長などの役職で、社会福祉事業全体の同行については常に最新の情報を把握しています。 ○市社協の社会福祉施設代表者会議、児童相談所との会議や小学校・中学校との意見交換会に参加することで地域の特徴や課題などを把握しています。 ○定期的に施設の養育・支援のコストや必要とする子どもの推移や利用率など分析して、課題については職員に周知しています。 | | |
| 3 | I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | a |
| <コメント> ○経営課題については、養育・支援の小規模化や働きやすい職場づくりのための働き方改革など、役員間で共有しています。 ○地域小規模の運営や当直体制から夜勤体制に変更することでの、拘束時間の減少などの取組を行っています。 ○課題の改善については、子どもとのグループ会議や職員の主幹会議（リーダー参加）、職員会議で検討及び周知をしています。 | | |

I-3 事業計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| 4 | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | c |
| <p><コメント></p> <p>○施設の長期的ビジョンとして、地域小規模の運営、人材確保と人材育成などを構想として、実現に向け取り組んでいます。</p> <p>○前回の中・長期計画の地域小規模運営については、2ヶ所の新規開設があり、今後2ヶ所の運営を計画していますが、見直し後の令和4年以降の計画が文書化されていません。</p> | | |
| 5 | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | c |
| <p><コメント></p> <p>○事業計画は前年の評価をもとに法人で統一した書式で作成されています。</p> <p>○事業計画には法人の運営指針等が記載され、施設や器具などの充実について記載されていますが、養育・支援や職員の育成などについては不十分です。</p> <p>○中・長期計画が未作成のため、施設で検討されているビジョンについて作成することが望まれます。</p> | | |
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| 6 | I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○事業計画はグループ会議や主幹会議などで職員の意見をまとめるなど、職員の参画を基に作成しています。</p> <p>○事業計画は法人統一の書式であり、計画の内容が簡潔のため、評価の見直しが不十分です。計画の見直しと内容の充実を期待します。</p> | | |
| 7 | I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○事業計画は行事計画を中心に、グループ会議や自治会集会時に子どもに説明しています。</p> <p>○保護者への周知は、積極的に子どもの養育に関わる方以外は行っていません。保護者への周知の工夫を期待します。</p> | | |

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | |
| 8 | I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○質の向上に向けては、園内研修実施や外部研修に参加することで計画的に実施しています。</p> <p>○マニュアルや手順書の整備、権利擁護のチェックリスト実施や自立支援計画の作成会議などを通して養育・支援の向上を図っています。</p> <p>○評価結果の分析・検討する体制が不十分であり、PDCAサイクルの体制整備を期待します。</p> | | |
| 9 | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | c |
| <p><コメント></p> <p>○課題については、グループ会議や職員会議及び各委員会で共有しています。</p> <p>○評価結果の分析や課題の文書化など、改善計画の明確化が望まれます。</p> | | |

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。 | | |
| 10 | Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設長は自らの施設の運営・管理に関する方針と取組に関して、児童会や市職員会議などで明確にしています。</p> <p>○施設長は自らの責任について、職務分掌表で文書化し、有事の際の役割と責任に関して不在時の権限委任を明確にしています。</p> | | |
| 11 | Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○施設長は北養協や全国養護施設協会（全養協）などの研修や弁護士による研修会への参加で、必要な法令の理解を行っています。</p> <p>○北養協や全養協などの通達などは職員に周知しています。今後、幅広い分野での周知に期待します。</p> | | |
| Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| 12 | Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設長は、主幹会議、職員会議、ケース会議には必ず出席することで、施設の養育・支援の現状を把握しています。</p> <p>○施設長は把握した課題の解決のため、各種委員会や職員との会話を行うことで、組織的に解決する取組を行っています。</p> <p>○施設長は質の向上を持続的に行うために、内部研修や外部研修の充実を図り、自らも研修に参加し専門性の向上に努めています。</p> | | |
| 13 | Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○施設長は毎月法人の運営会議に出席し、経営の改善や業務の実効性の向上のため、施設の現状の把握・分析を行い、法人と連携し人員配置や働きやすい職場になるように取り組んでいます。</p> <p>○施設長は各種会議や委員会を組織化し組織的に取り組んでいますが、中・長期計画や事業計画の具体的な内容と見直しの取組が必要です。</p> | | |

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

| | | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | |
| 14 | Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方のもと、福祉人材の確保と育成に努めています。</p> <p>○人材確保については、北養協を窓口として専門学校や大学を訪問し児童養護施設の内容や働き甲斐などを説明して、新規採用や休職中の経験者へ働きかけることで職員の採用に努めています。</p> <p>○配置されている家庭支援専門員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員は、アフターケアや家庭訪問など機能を活かした支援を行っています。心理職の常勤化により体制の充実を期待します。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| 15 | Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○施設は「期待する職員像」を明確にしており、職員育成の実施及び採用、配置、処遇（報酬・異動）を行っています。</p> <p>○自己申告書（資格や目標記載）を基に、理事長と施設長による年２回の面接を行い、職員の目標や希望などを把握して人事管理を行っています。</p> <p>○目標の設定や実績の評価・分析が充実することで総合的な人事考課につながることを期待します。</p> | | |
| Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| 16 | Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○施設長は、有給休暇の取得状況の把握や勤務体制の改善の取組を行っています。夜間業務は、当直体制から夜勤体制に変更することで拘束時間の短縮につながっています。</p> <p>○職員の健康面や制服の支給、職員の互助会を中心に旅行支援など総合的な福利厚生を行っています。</p> <p>○施設長は、さらに働きやすい職場づくりへの意欲を持っています。</p> <p>今後、地域小規模の施設開設に向け、働きやすい職場環境の整備を期待します。</p> | | |
| Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| 17 | Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○自己申告書で職員ひとり一人の目標を確認し、年２回の理事長・施設長の面接を行うことで職員の質の向上を図っています。</p> <p>○ユニット、チームでチームの目標を設定し、目標を達成するために質の向上に取り組む体制があります。</p> <p>○職員ひとり一人の目標管理について、目標設定や進捗状況の把握により、より充実した取り組みになることを期待します。</p> | | |
| 18 | Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○基本方針に「期待する職員像」を明示し、職員の研修を実施しています。</p> <p>○内部研修は研修計画で担当を決め実施し、外部研修は北養協を中心に外部研修が計画され、職員が参加できるよう配慮しています。</p> <p>○研修計画を作成していますが、内容やカリキュラムに対する評価と見直しが不十分です。見直しの取組が求められます。</p> | | |
| 19 | Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○施設長は定期的な面接や日常の就業状態で、個別の目標や資格、専門知識等の習得希望について把握しています。</p> <p>○新任職員へのOJT実施や内部研修、外部研修に参加できるよう配慮しています。</p> <p>○職員が一人で問題を抱え込まないように相談体制が整備されています。スーパーバイザーの配置などより体制の強化を期待します。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | |
| 20 | II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○保育士を中心に、北九州市及び周辺の大学・短大・専門学校で多くの実習生を受け入れています</p> <p>○実習生受け入れマニュアルを整備し、実習受け入れを積極的に行っています。</p> <p>○実習生には、児童養護施設の特長などを施設長が説明し、専門性のプログラムを準備し、学校との連携を行っています。</p> | | |

II-3 運営の透明性の確保

| | | |
|---|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | |
| 21 | II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | b |
| <p>○ホームページで、法人、施設の理念や予算、決算情報など公開しています。</p> <p>○施設の広報誌は地域の市民センターや町内会長などに配布し、地域に対して、施設の存在意義や役割を理解してもらう取組を行っています。</p> <p>○施設の地域福祉への取組や第三者の評価結果、苦情等の公表を行うなどの取組を期待します。</p> | | |
| 22 | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設における事務・経理・取引等に関するルールは明確になっており、職務分掌表で権限・責任は明確で、職員会議で周知しています。</p> <p>○法人による内部監査が実施され、税理士による毎月の監査支援を受けています。監査結果による指摘事項やアドバイスは毎月文書で報告を受けています。</p> | | |

II-4 地域との交流、地域貢献

| | | |
|---|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | |
| 23 | II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○理念、基本方針に地域とのかかわり方や基本的な考え方を明文化しています。</p> <p>○広報誌（ひまわり通信、スマイル通信、かもめ通信）には地域との交流、ボランティアとの交流など幅広い交流の様子が見られます。コロナ禍でも感染に注意して交流を続けています。</p> <p>○子どもや職員は日常生活の中で、地域の方への挨拶を心がけています。また学校の友人が施設に遊びに来やすい環境づくりを行っています。</p> | | |
| 24 | II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○ボランティア受け入れマニュアルを整備し、学習指導、書道指導、絵本読み聞かせなどのボランティアを受け入れています。</p> <p>○施設の利用を深めるために、毎年4月、5月に地域の小・中学校の先生を招いて懇談会を実施しています。</p> <p>○ボランティアに対して活動時の子どもへの配慮や注意事項など説明や支援が求められます。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。 | | |
| 25 | Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○地域の関係機関・団体など、個々の子どもの状況に対応するための社会資源についてリスト化を行い、職員会議で説明し情報の共有をしています。</p> <p>○児童相談所、子ども総合センター、小・中学校などの地域の関係機関・団体との定期的な連絡会を行っています。</p> <p>○北養協主催の関連行事が年間を通して開催されており、積極的に参加しています。</p> | | |
| Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | |
| 26 | Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○地域（松ヶ江地区）の各会合や松ヶ江福祉の郷委員会に参加し、地域の福祉ニーズや課題の把握に努めています。</p> <p>○地域の餅つき、清掃活動などの行事の参加や松ヶ江福祉の郷防災協定等の会合に出席し、施設の備蓄の量や受け入れ可能な人数などの情報提供を行っています。</p> | | |
| 27 | Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○地域と施設間で「地域防災協定」が締結され、災害時の福祉避難所としての役割を担っています。</p> <p>○福祉ニーズに基づいた事業活動として、ショートステイ、トワイライト等の事業を展開し、地域の子育て支援に貢献しています。</p> <p>○地域のニーズとして訪問サービスでの母子家庭への配食や児童クラブで預けられない子どもを預かる「第三の居場所」のニーズに対して支援の必要性を感じています。今後支援の検討を期待します。</p> | | |

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

| | | |
|--|--|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| 28 | Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設内に「倫理綱領」が掲示され、権利擁護に関するマニュアル等を整備しています。</p> <p>○権利擁護に関する園内研修の実施や外部研修への積極的な参加など、子どもの尊重や基本的人権に配慮しています。</p> <p>○子どもの尊重や基本的人権への配慮については、チェックリストを用いて、年２回定期的に状況の把握・評価を行っています。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| 29 | Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○「個人情報保護に関する基本方針」、実施マニュアルが整備され、職員の採用時に子どものプライバシー保護に関する誓約書を取り交わしています。子どものプライバシーに配慮した取組を実施しています。</p> <p>○「子どもの権利ノート」や「園生活のしおり」を通じて、子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知しています。</p> <p>○意見箱が設置され、子どもの人権を守れるよう配慮しています。</p> | | |
| Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | | |
| 30 | Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○養育・支援の実施にあたり、子どもや保護者等に対して、「園生活のしおり」で説明を実施しています。</p> <p>○施設に入所予定の子どもや保護者等に対して、施設の見学や一時保護委託等の対応を行っています。</p> <p>○年齢や発達の状況に応じた施設の紹介資料等を作成することを期待します。</p> | | |
| 31 | Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○「園生活のしおり」等を通して、子どもや保護者等にわかりやすい説明を行っています。</p> <p>○社会的養護（児童養護施設）の特性を鑑みて、可能な限り、養育・支援の開始・過程において保護者等へ説明することを期待します。</p> | | |
| 32 | Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり、「個別支援計画」や「アフターケア日誌」を用いて、途切れ目のない養育・支援を行っています。</p> <p>○「卒園生来園簿」が整備され、措置変更や措置解除、地域・家庭への移行した子どもたちも来園しやすい環境を整備しています。</p> <p>○措置変更や地域・家庭への移行された子どもに対して、適宜、関係機関への招致・連携を行っています。</p> | | |
| Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。 | | |
| 33 | Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○子ども児童会、グループ会等に職員が参加することで、子どもの満足に対する意識の向上を図っています。</p> <p>○「児童アセスメント表」や「児童と職員の話し合い記録」により、子どもへの個別の相談面接や聴取等が子どもたちへ意向の聞き取りや、子どもの満足を把握する目的で定期的に行っています。</p> <p>○「グループ会記録」により、具体的な目標・モニタリングが記され改善を行っています。</p> | | |
| Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | |
| 34 | Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○苦情解決責任者・苦情受付担当者、苦情解決第三者委員会の設置等、苦情解決の体制を整備しています。</p> <p>○子どもだけではなく、保護者等に対して苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物の掲示や、資料等を配布し説明する工夫を期待します。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| 35 | Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○子どもの相談窓口としては、子どもにより身近にかかわっているグループ担当が、子どもの様々な相談を受ける対応を取り、相談しやすく意見を述べやすいスペース等を確保しています。</p> <p>○児童からの意思表示があった場合のフローチャートにより、相談や意見を述べやすい環境について明示しています。</p> <p>○今後、保護者に対しても相談や意見を述べやすい環境が整備されることを期待します。</p> | | |
| 36 | Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○子どもの担当職員やグループごとの話し合いにより、子どもからの相談や意見に対して組織的、迅速に対応し、必要に応じて、心理士による面接（カウンセリング）を行っています。</p> <p>○また、職員間においても、園内ネットワークの活用で「指導員日誌」等、子どもに対する情報共有を図っています。</p> | | |
| Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。 | | |
| 37 | Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○2週間に1度、「事故防止防災委員会」が開催され、施設内のリスクマネジメントに係る収集や、安全確保・事故防止に関する研修を行っています。</p> <p>○「グループ会議」により、事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っています。</p> <p>○通院を伴う事例について「事故報告書」が作成され、経緯・今後の対応策について職員間で共通理解をしています。</p> | | |
| 38 | Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○「医療関係マニュアル」が作成され、感染予防に関する知識や感染対策について職員間で共通理解を行っています。</p> <p>○「感染症防止衛生推進委員会」が開催され、施設内の感染症に対する係る収集や、感染症の予防や安全確保に関する研修を行っています。</p> | | |
| 39 | Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設の立地条件は、山、河川等も遠く津波や水害、山崩れなど心配のない場所に位置しています。園舎は耐震構造で屋内は備品等の落下防止策を行っています。</p> <p>○毎月避難訓練が実施され、「避難訓練実施記録簿」「消火訓練実施記録簿」に記録されています。年に1度、地域を含めた「総合避難訓練」が実施されています。</p> <p>○災害時の食料や備品等の備蓄リストを完備し、消費期限の管理も確実にを行い、期限が近づくと避難食として提供しています。</p> <p>○「避難訓練・消火訓練マニュアル」が作成され、災害時の体制を整備しています。</p> | | |

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

| | | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。 | | |
| 40 | Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 | a |
| <コメント> ○施設が作成した「指導要綱」が職員の採用時に配布され、養育・支援の標準的な実施方法が文書化されています。 ○職員の研修の参加や「指導員ファイル」を用いて、養育・支援の標準的な実施方法が周知されています。 | | |
| 41 | Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | b |
| <コメント> ○施設長・主幹職員により、養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しがされ、その内容が「職員会議・ケース会議議事録」に記録しています。 ○検証・見直しにあたり、子どもの「自立支援計画書」に反映しています。 ○今後、定期的に養育・支援の標準的な実施方法について検証・見直しがされることを期待します。 | | |
| Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。 | | |
| 42 | Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 | a |
| <コメント> ○子どもの「児童アセスメント表」「自立支援計画表」により、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等を明示しています。 ○また、施設職員の他、施設内の心理士や、保護者、学校・関係機関（児童相談所）も自立支援計画に参画しています。 | | |
| 43 | Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 | a |
| <コメント> ○子どもの自立支援計画が4月に作成され、8月・翌年3月に評価・見直しを行っています。また、子どもたちの帰省時、保護者の意見・意向を聴く機会を設けています。 ○「自立支援計画表」が各フロアに置かれ、関係職員が閲覧し、周知・確認できる工夫を行っています。 | | |
| Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。 | | |
| 44 | Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。 | a |
| <コメント> ○施設内のパソコンのネットワーク化により、子どもの養育・支援について関係職員が閲覧し、周知・確認できる体制を整備しています。 ○市の規定する様式によって、子どもの身体状況や生活状況、養育・支援の実施が適切に記録し、職員間で情報共有を行っています。 | | |
| 45 | Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | a |
| <コメント> ○パソコン（ネットワーク）のセキュリティやキャビネットの保管等、子どもに関する記録の管理体制を確立しています。 ○職員の採用時、個人情報に関する誓約書が交わし、「個人情報に関する基本方針（規定）」「文書管理規定」により、子どもの個人情報保護の遵守する体制を整備しています。 | | |

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

| | | 第三者評価結果 |
|---|--|---------|
| A—1—（1）子どもの権利擁護 | | |
| A① 46 | A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○「児童養護における権利擁護」を作成し、職員に子どもの権利擁護に関する取組を周知することで養育・支援を実施しています。</p> <p>○子どもの養育・支援について、職員間で共通理解を図り、複数の職員で対応する等、権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っています。</p> <p>○子どもの権利擁護について、年間目標・月間目標が示され、職員への周知を行っています。</p> | | |
| A—1—（2）権利について理解を促す取組 | | |
| A② 47 | A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○園作成の「指導要綱」により、子どもの権利について、年間目標・月間目標が示され、子どもに周知しています。</p> <p>○子どもたちによる自治役員やグループ会、権利ノートを通じて、権利についてわかりやすく説明し、目標の振り返りを行っています。</p> <p>○施設内外の研修により、職員間で子どもの権利に関する学習機会を設けています。</p> | | |
| A—1—（3）生き立ちを振り返る取組 | | |
| A③ 48 | A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設職員や施設長、児童相談所ケースワーカーが連携を図り、子どもの生き立ちを振り返る取組を行っています。</p> <p>○子ども一人ひとりにアルバムが作成され、退園時に子どもに渡しています。</p> | | |
| A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等 | | |
| A④ 49 | A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○不適切なかかわりの防止のために年2回、「人権擁護のためのチェックリスト」を実施し、職員の自己検証に活用しています。</p> <p>○園作成の「指導要綱」や「職員倫理規定に基づく行動指針」、厚生労働省「体罰によらない子育てのために」を活用し、被措置児童虐待の防止を図っています。</p> <p>○「就業規則」に基づき、子どもに対する不適切なかかわりについて、厳正に処分を行う仕組みを整えています。</p> | | |
| A—1—（5）支援の継続性とアフターケア | | |
| A⑤ 50 | A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○「継続支援計画」や「ケース記録」、「アフターケア日誌」等により、子どもの支援の継続性・アフターケアを行っています。</p> <p>○措置変更や措置解除にあたり、児童相談所等の行政機関や関係機関等へ連携・招致が行われ、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう支援を行っています。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| A⑥ 51 | A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○児童相談所や関係機関、就労先等と連携を図り、退所後の支援・アフターケアについて積極的に取り組んでいます。</p> <p>○退所した子どもから相談があった場合は都度対応をしています。</p> <p>○今後、アウトリーチを含め、退所後の状況の把握に努め、できうるアフターケアが実施されることを期待します。</p> | | |

A—2 養育・支援の質の確保

| | | |
|---|--|---|
| A—2—(1) 養育・支援の基本 | | |
| A⑦ 52 | A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○「自立支援計画表」を活用し、子どもの成育歴・入所等について共通認識を図るとともに、子どもの現状について職員間で都度ケース会議等を実施し、共通理解を図っています。</p> <p>○今後、満足度調査やこどもたちへのヒアリングなど、子ども・職員間の信頼を把握する取組を望みます。</p> | | |
| A⑧ 53 | A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○子ども主体による「グループ活動」や「委員会活動」が開催され、子どもの意思を尊重できる関りを確保しています。</p> <p>○担当職員や夜勤職員により、子どもと個別に関わる時間が確保される他、生活における安心感が得られるよう配慮しています。</p> | | |
| A⑨ 54 | A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○子どもによるグループ活動や、子どもと職員の話し合う機会を設け、子どもが自分たちの生活における問題や課題に対して主体的に検討する機会が日常的に確保しています。</p> <p>○週末や長期休業等、自治役員を中心として子どもたちが主体的に生活を営むことができるよう支援、働きかけを行っています。</p> | | |
| A⑩ 55 | A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○園による「年間保育計画」を作成・実施しています。</p> <p>○子どもの要望について、児童・職員間の話し合いやグループ会、意見箱の設置等を通じて、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応じています。また、子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明を行っています。</p> <p>○子どもの学びや遊びを保障するため、学習指導員の配置や、ボランティアの活用（絵本の読み聞かせ）を行っています。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| A⑪ 56 | A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○自治組織の保健衛生部・整美部などの各部の活動に子どもは自主的に参加しています。活動年間目標・月間目標や行事計画書により目的を定め、生活や行事等を通じて、基本的生活習慣の確立や社会常識、社会規範、生活技術が習得できるよう養育・支援をしています。</p> <p>○日常生活を通じて、子ども自身が健康管理やスマートフォンやインターネット・SNS等の知識が身につくよう支援しています。</p> <p>○今後、スマートフォンやインターネット・SNSに対するマニュアル等の作成が望まれます。</p> | | |
| A—2—(2) 食生活 | | |
| A⑫ 57 | A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○定期的に「給食委員会」が実施され、子どもの嗜好を把握し、食材や料理方法の工夫を行っています。</p> <p>○アレルギー等、配慮が必要な子どもに対して、食器を区別して提供するなどの工夫を行っています。</p> <p>○年2回の嗜好調査を実施し献立に反映しています。誕生日にはその子どもがリクエストした料理の提供や郷土料理・季節の料理等を食事できる機会を設けています。</p> | | |
| A—2—(3) 衣生活 | | |
| A⑬ 58 | A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○子どもの衣類が十分に確保されるとともに、年2回、季節に合った衣類の購入の機会を設けています。</p> <p>○日常生活において、子どもによる洗濯・衣類の管理がされ、衣習慣を習得する機会になっています。</p> <p>○子どもの発達に応じた衣類が確保されるほか、ショートステイや一時保護委託の子どもに対しても衣類が確保されています。</p> | | |
| A—2—(4) 住生活 | | |
| A⑭ 59 | A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整備され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設内の破損箇所については随時修繕がされているほか、「事故防止防災委員会」により事実関係の確認、改善したことや対応方法等を記録しています。</p> <p>○施設の一部でユニット制が採用されているほか、近隣において地域小規模児童養護施設を設置し、少人数での支援・養育を行っています。</p> <p>○毎日の清掃や週に1度、居室内の環境整備、年2回の大掃除を実施し、積極的に施設の環境整備を行なっています。</p> | | |
| A—2—(5) 健康と安全 | | |
| A⑮ 60 | A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○毎月の発育測定や年2回の健康診断により、子どもの平常の健康状態や発育・発達状況を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めています。</p> <p>○「児童定期通院一覧」により、定期的に通院が必要な子どもの把握がされ、職員間で共通理解がされています。</p> <p>○施設内外の研修を活用し、施設職員の医療や健康に関する学習機会を設けています。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| A—2—（6）性に関する教育 | | |
| A⑯ 61 | A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○子どもや職員に対して、心理士による研修が実施され、性について正しい知識を得る機会を設けています。</p> <p>○園作成による「性教育マニュアル」が整備され、子どもが性について正しい知識、関心を持てるよう活用されています。</p> | | |
| A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応 | | |
| A⑰ 62 | A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○子どもの暴力・不適応などの行動上の問題に対して、施設内、職員間で事実確認を行うほか、必要に応じて児童相談所や医療機関、学校、警察等の関係機関と連携を図り、対応をしています。</p> <p>○暴力等を伴う子どもの対応を行った職員に対して、職員が休息し疲弊しないために心理士と面談を行う等の配慮を行っています。</p> | | |
| A⑱ 63 | A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○施設内の子ども間の問題・課題に対して、施設内、職員間で事実確認を行うほか、必要に応じて児童相談所や医療機関、学校、警察等の関係機関と連携を図り対応をしています。</p> <p>○施設内のグループ編成や部屋割りについて、子どもや施設職員の意見を取り入れ、構成されるよう配慮しています。</p> | | |
| A—2—（8）心理的ケア | | |
| A⑲ 64 | A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○2名の心理士（臨床心理士）が配置され、子どものカウンセリングや発達検査の実施等を通じて施設職員と連携を図っています。</p> <p>○施設内の連携のほか、学校や医療機関・児童相談所等の関係機関と対外的な連携を図っています。</p> <p>○子どもがより安心して生活、相談できるように、心理士による面接機会が多くなるような取組を期待します。</p> | | |
| A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等 | | |
| A⑳ 65 | A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○週末や定期考査等、施設内に学習指導員が配置され、学習環境の整備が行われ、学習支援を行っています。</p> <p>○特別支援教育が必要な子どもに対して、施設内の心理士や学校と連携を図り、適切な学習環境の整備・学習支援を行っています。</p> | | |
| A㉑ 66 | A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○「継続支援計画」「児童アセスメント表」等を通して、子どもの意向の把握、自己決定ができるように支援しています。</p> <p>○高等教育を希望する子どもに対して、学校と連携を図るほか、措置延長や給付型奨学金の活用・情報提供を行い、子どもの自己決定を通じて、子どもの最善の利益が得られるよう支援しています。</p> <p>○中途退園（措置変更・措置解除）した子どもについても、就労等の支援を行なっています。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| A⑳ 67 | A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○高等学校に在籍する子どもに対して積極的にアルバイトをすることができ、仕事を通じて社会の仕組みやルールを話し合う機会を設けています。</p> <p>○職場体験の機会が設けられ、子どもに様々な職業を知る経験ができます。</p> <p>○資格取得についても積極的に推進しています。</p> | | |
| A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり | | |
| A㉑ 68 | A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>○園が作成する「生活のしおり」において、外出・外泊について明確に取り決めを行っていません。</p> <p>○外出や外泊において、家庭と施設（施設職員・家庭支援専門相談員）、関係機関（児童相談所）が連携を図り、よりよい家族関係調整を図っています。</p> | | |
| A—2—(11) 親子関係の再構築支援 | | |
| A㉒ 69 | A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 | b |
| <p><コメント></p> <p>○子ども・保護者が再統合できるよう、面会や外出、外泊を通して家族交流に努めています。</p> <p>○今後、施設によるペアレントトレーニングや、家庭訪問等のアウトリーチを実施されることを期待します。</p> | | |